

芥川賞の出発と文芸懇話会

——昭和十年前後の文芸界の動向（一）——

永吉雅夫

A start of the Akutagawa prize (芥川賞) and activities of the Bungei konwakai (文芸懇話会)

Masao NAGAYOSHI

(15)

芥川賞は直木賞とともに昭和十（一九三五）年一月に創設された。「銓衡委員」として「菊池寛、久米正雄、山本有三、佐藤春夫、谷崎潤一郎、室生犀星、小島政二郎、佐佐木茂索、瀧井孝作、横光利一、川端康成。（順序不同）」をメンバーに擁し、「その授賞資格第一期を昭和十年一月より六月迄の本年上半年に発表された作品のうちより選ぶ事」（注1）をもって発足したのである。銓衡委員にも名を連ねる、賞の実質的な創設者である菊池寛は『話の屑籠』に、言ってみればあけすけに、その賞の創設について書いている、「むろん芥川賞、直木賞などは、半分は雑誌の宣伝にやっているのだ」と。しかし、さらに続けてこうも言っている、「しかし、半分は芥川直木と云う相当な文学者の文名を顕彰すると同時に、

新進作家の擡頭を助けようとする公正な気持からやっているのがある」（注2）と。そして、「この半分の気持から云っても、新聞などは、もっと大きく扱ってくれてもいい、と思う」と不満をもらす。すなわち、都合四回の銓衡委員会を経て「八月十日午後四時」授賞作品の「最後の決定に及び」、「午後七時に至り各新聞社へ一斉に是を発表」したにもかかわらず、その扱いは勢い込んだ当事者には冷ややかなものにしかなかったのである。授賞の発表についてだけでなく、そもそも賞そのものの発足したい、たとえば昭和九年十二月八日の東京朝日新聞朝刊は十五面右下隅に「芥川、直木賞」の見出しで十二三行二段の紙面を与えているにすぎなかった。新参の賞としての注目度の低さについて、菊池は

率直な嘆きを表現している。

芥川賞、直木賞の発表には、新聞社の各位も招待して、礼を厚うして公表したのであるが、一行も書いて呉れない新聞社があったのは、憤慨した。そのくせ、二科の初入選などは、写真付で発表している。幾つもある展覧会の、幾人もある初入選者とたった一人しかない芥川賞、直木賞とどちらが、社会的に云っても、新聞価値があるか。あまりに、没分曉漢わからずやだと思った。そのくせ文芸懇話会賞の場合はちゃんと発表しているのである。(注3)

半分は文藝春秋社と雑誌『文藝春秋』の宣伝と割り切ったとしても、残りの半分の「新進作家の擡頭を助けよう」という文芸興隆の目的にとって、ここで対抗的なものとして意識された「文芸懇話会賞」とはなになのか。そして、その文芸懇話会賞の授賞について「文芸懇話会の授賞態度について、是非の論が頗るウルサイ(注4)」というのは、文芸の興隆という残り半分の目的にとって、ただ看過してすむ事ではなかったのではないか。

また、芥川賞の発足を伝えるさきの東京朝日新聞が、こんな揶揄的な書き出しで始まっていたことも忘れてはならない。すなわち「文藝院」設立の声もどうやら空騒ぎに終り「文士に勳章」が一場のナンセンスに終わりそうに見える昨今」と、記事は始まっていたのである。

さきの文章で菊池が引き合いに出している「二科」は、「一九一四年(大正3年)文展(文部省美術展)の洋画部に対して新進作家たちが新しい美術の確立を標榜して」結成した「在野の美術団体「二科会」(注5)のことであり、朝日新聞の「文藝院」という名称は、これまた岡倉天心らが「明治三十一年七月、新時代における日本美術の維持と開発を指標として」創設した研究団体「日本美術院」を連想させるのであり、そして彼らは「明治四十年に開設された文部省美術展覧会を発表の場」としたのだが、大正二年十月に「日本橋三越旧館において日本美術院再興記念展覧会を開き」、それを「日本美術院展覧会(院展)の第一回展」として活動を継続していたのである(注6)。さらにもっと直接的には、文展の改革という形で大正八(一九一九)年九月五日、帝国美術院規程が勅令で發布され、文部大臣管轄下に初代院長に森鷗外を任命して「帝国美術院」が設立され、帝展を主催していたことをふまえていよう。すなわち、官においても民においても組織的に結成された団体をもつ、したがって入選その他のかたちで名実ともに社会的榮譽の仕組みがある美術界との対比で、文学ないし文芸界が語られる空気が背景にあつて、そして菊池もそれを意識して、ひとつの文学賞が創設されたのである。

芥川賞創設のこの時期、そもそも文学賞の実情はどのようであったか。明治三十年代から出版社や有力な文学雑誌によって懸賞小説の募集が行われるようになる。そうした流れの中で、この時期、年一回とか二回とか定期的な授賞を謳う文学賞は、「サン

デー毎日大衆文藝」、「改造」懸賞創作」、「朝日賞」および「文藝」懸賞創作」を数える程度である（注7）。うち、「サンデー毎日大衆文藝」は大正十五年に大阪毎日新聞社が、その名が示す通り、新講談や探偵小説、通俗小説などを対象に創設した賞である。「改造」懸賞創作」と「文藝」懸賞創作」はともに改造社の主催で、前者は『改造』の創刊十周年を記念して昭和三年に創設され、後者は『文藝』の創刊を記念して昭和八年に始められたものであるが、昭和十年の第三回で休止の憂き目を見ている。「改造」懸賞創作」は昭和十四年の第十回まで続いた。また、「朝日賞」は昭和四年に朝日新聞の創刊五十周年を記念して創設され、第一回受賞者は坪内逍遙で、「沙翁全集翻訳完成および演劇博物館創設」の功勞に対して贈られた。同じく、ちょうど昭和十年第七回は『夜明け前』の完成をみた島崎藤村を受賞者とする点に見られるように、「朝日賞」は「既成の作家の優秀な作品を表彰する目的で設定された殊勲賞」あるいは「多年の業績をふまえて、その芸術的功勞に謝意を表し、これを顕彰する功勞賞」（注8）という性格のものである。それに対して、「改造」懸賞創作」またその臨時的バージョンとして昭和四年の「詩・文芸評論懸賞募集」、これは文芸評論部門で宮本顕治「敗北の文学」が入選、小林秀雄「様々なる意匠」が次点となって注目を集めたが、これらはむしろ「無名の新人を発掘する目的で設定された新人賞」（注9）という性格をもったものと言えるだろう。芥川賞は文学賞のこういう状況のなかに新人発掘とその台頭を目的として打ち出されたのである。

芥川賞の創設を文学および文壇を取り巻く社会状況のなかで位置づけ、わけても美術界を意識した議論が、文学の世界のみならずひろく文化団体の動向をどのように導くことになるのか、そういう文脈の中に差し戻して意義づけるべく、以下に論じたい。

(一)

菊池が新聞の扱いの温度差を嘆いた文芸懇話会賞は、おなじ昭和十年六月「十七日午後六時から築地の治作」で開かれた文芸懇話会例会で、その要綱が決定された。

島崎藤村、徳田秋声、近松秋江、白井喬二、横光利一、加藤武雄、広津和郎、上司小剣、松本学氏等会員約二十名が会合協議の結果、優秀な創作、翻訳、文芸評論の三種のうちから毎年二篇を選んで文芸懇話会賞の名で賞金を各千円づつ出すことになった。（注10）

賞金が「千円」というのは、「賞牌（時計）及副賞金五百円」とする芥川賞の倍額ではあるが、それが故に新聞が報道したというものでもないだろうけれども、後述するようにその金の出処については種々の憶測を呼び物議的となりつづけた。

この文芸懇話会賞の創設は、じつは、これも詳細は後述するが、「内務省松本警保局長と文壇人の懇談会」が昭和九年一月「二十九

日夜「日本橋偕楽園」で開かれた際の合意事項のひとつ、「純芸術作品、日本精神の作興に貢献する作品を半歳或は一年に各々一つ乃至二つ選んでこれに文芸賞を授与すること」(注11)の具体化などではあるが、時期から言えば、選考等の作業としては芥川賞のほうが先行しており、むしろその進展が文芸懇話会側の動きの具体化を加速させたという事情を考えることもできるかもしれない。げんに中村武羅夫は「文藝賞に就て―文芸懇話会の立場」(注12)で、この「文藝賞」は「文藝懇話会が設立された当初から、考へられてゐた案」の「実行」であるが、「公正妥当な作品なり作家なりを選定することの困難さの予感」に加えて「テキパキと芥川賞と、直木賞とを設定」し発表した「文藝春秋の文芸賞に対して、ちよつと遠慮してゐるやうな形もあつたのではないか」と述べている。しかし、それが「三四ヶ月前になつて急遽実行することになつた」のは、「芥川賞、直木賞とは、授賞者を選定する上の標準も、角度も違ふ」こと、また選定を「文芸懇話会は斯く見る」といふ程度に、謙遜して考へれば、幾つかの文学賞の存在は「文学のために善き刺戟」になると「会員の気持を支配した結果である」からだと言うのである。事実、その六月の例会では、授賞作品の選考を七月に行うことまで決めるのである。記事はつづく。

最初の文芸賞はまづ昨年度の作品中から選ばれることになり、全委員の授賞候補推薦をまとめて来月十五日の懇話会常任委

員会にかけ、同十七日の例会に提案決定のはず

というところまで一気に進むのである。はたして、たとえば中外商業新報は七月十八日付で「横光利一、室生犀星に文芸賞授与」という見出しのもと、こんな記事を載せている。

さきに松本学氏等の主催する日本文化連盟の肝煎りで誕生した文芸懇話会では、具体的事業として優秀なる文芸創作、翻訳、評論等に文芸賞として金一千円の賞金を授与することになつて居つたが、十七日午後六時、永田町山の茶屋に例会を開き、松本学、安藤丞、徳田秋声、近松秋江、中村武羅夫、広津和郎、上司小剣、豊島与志雄、宇野浩二の諸氏会合、協議を重ねた結果、昭和九年度文芸作品中の優秀作品として横光利一氏(「紋章」その他)、室生犀星氏(「姉妹」)(原文ママ―引用者注)その他)の二氏に、昭和九年度文芸賞状と賞金一千円を授与することになつた。(注13)

要綱の決定から授賞作品の決定まで文芸懇話会の取り組みは一気呵成、先行していたはずの芥川賞の作品選考を追い抜いて、文芸懇話会賞の決定を発表したのであった。

さて、件の「松本学」は、このときは昭和九(一九三四年)十一月以来の勅選貴族院議員であったが、その前職は昭和七(一九三二年)五月二十七日から昭和九(一九三四年)年七月十日

の期間、内務省警保局長で、いわゆる思想対策に比類なき辣腕を振るった人物である。共産党全国代表者会議直前の一斉検挙いわゆる熱海事件、ひきつづき岩田義道虐殺、小林多喜二虐殺、そして野呂栄太郎の検挙と致死など、これら強権的な思想弾圧事案はいずれもみな松本の内務省警保局長在任中のことであり、その職務ぶりは「在任中の一九三二（昭和七）～三四（昭和九）年の治安維持法違反事件による被検挙者・被起訴者数は戦前最高を記録する」（注14）と言われる点によく表れている。

以下、松本のこの時期の活動について、海野福寿「一九三〇年代の文芸統制―松本学と文芸懇話会」（注15）の論じるところを参照しながら、概括しておきたい。

松本は、小林多喜二が虐殺された昭和八（一九三三）年二月に郷誠之助日本経済連盟会長・有賀長文三井合名理事長・木村久寿弥三菱合資総理事といった財界首脳と会談し、「郷から」思想対策について相談を受け、「財界から相当の金が醸出され」ることを前提として、吉田茂・酒井忠正と日本文化連盟結成を協議し、実際に「六月には三井から三〇万円の計画助成金を受け取った」と言われている。『松本学日記』（注16）から引用、補足すれば、同年日記は「二月一日（水）」以後、日付なく、議会「閉院式」の記述に続けてつぎのとおりの記事がある、

郷誠之助男、有賀長文氏、木村久寿弥太氏等と此世相に対応する方策につき協議して、酒井忠正、吉田茂の両君と三人で

相談することとなり、自分の案で日本文化連盟の計画を進めた

と。そして、四月には松本の要望で、「内閣ニ思想対策協議委員会設置ノ件」が閣議決定され、「内閣思想対策協議委員会」が設置されると、松本も委員の一員として「思想問題対策案」の策定それに基づく具体的方策の実施を進めてゆくのである。「思想問題対策案」は「不穩思想にたいする取締強化」の一方、「建国精神（日本精神）ノ確立」と官民協力による「精神運動の作興」を「予防策」として強調した。

日本文化連盟は「このような政府の思想対策に対応し、これを補完する運動の組織化を目的」として計画され、昭和八（一九三三）年七月に結成された。「日本文化連盟支出概計書」によれば、「一九三三（昭和八）年七月～一九三四（昭和九）年六月に傘下団体として日本文化聯盟から助成金を受けた」団体はすべて「二二団体」に上る。本部と国際部を除いて、傘下団体をその期間の助成金額の多い順に示せば、「教育同志会」「邦人社」「日本芸道連盟」「大同会」「日本医道協会」「国維会」「日本労働連合」となる。松本らの構想としての「日本文化聯盟計画」によれば、「教育同志会」は「日本精神に基く全国国民教育界の精神的結盟を図るために」「初等・中等教育者、師範学生・教員」を組織するものである。以下同様に概要を記せば、「日本芸道連盟」は「日本精神に依る民衆娯楽諸方面の名人（俳優、浪花節語、落語家、講談師、

説明者等)を結合」して「夫等の出演するラジオ、レコード、劇場、寄席、活動写真等を通じて日本精神の鼓吹を企図」して、昭和八(一九三三)年七月二十八日に市川猿之助・曾我廼家五郎・一龍齋貞山らを会員として設立された。「大同会」は「天下の志士を結合」して「各種国家主義運動の連絡統制」を目的として結成された組織である。「日本労働連合」は「工業労働者」を組織して「日本精神に依る労働運動を行ふ」べく「各地工場内に自彊組合の設立」を目的として、昭和八(一九三三)年夏に小林五郎自彊組合顧問と町田辰次郎協調会労働課長・国維会理事との協議で結成され、日本産業労働倶楽部の幹部および松本ら内務官僚も加わった組織である。「国維会」は昭和七(一九三二)年一月に、金鶏学院学監の安岡正篤の後援者を中心に組織され、日本精神による国家革新を目指したいわゆる「新官僚」集団で、後藤文夫、吉田茂、松本学、香坂昌康らの内務官僚が活動の中心となった。その設立趣旨には「日本精神に依って、内、政教の維新を図り、外、善隣の誼を修め、以て真個の国際昭和を実現せん」と謳い、会報として『国維』を発行、昭和九(一九三四)年十二月に解散するまで、官僚機構を通じて体制のファシズム化を推進し、国民統合展開の役割を担ったとされる(注17)。また「邦人社」は昭和九(一九三四)年九月に松本らを同人として結成され、昭和十(一九三五)年四月には機関誌『邦人』(のち改題『邦人一如』)を刊行する。「邦人一如」は、「邦と人との不二一体」を意味し、それによって「天皇制国家支配の原理を理論づけ」とともに、この「邦人一如

の原理」を諸民族・国家間の関係にも無媒介に拡大」して「八紘一宇の大理想」に根拠を与える論理として主張された。

したがって、「警保局長松本学は一方では政策の立案、決定に参加し、他方では諸団体を率いて日本主義運動の先頭に立つ」存在として、その活動を展開したことになる。

そして、こうした諸団体の次位を占めて日本文化聯盟から多額の助成金を受けたのが、文芸懇話会であった。さきの新聞記事は、こうした事情を反映している。

松本は、昭和九(一九三四)年一月二十九日、日本橋偕楽園に、直木三十五・菊池寛・山本有三・三上於菟吉・白井喬二・吉川英治を招いて、文学者と最初の懇談を行う。これに先立つ一月中旬に東京会館で松本と会談した直木が、「日本芸術院」および「文学者、文士を国が大いに尊重するという制度」の創設、そのために「文化連盟の一翼としてこの会(文芸懇話会のこと―引用者注)をつくることを文学者諸彦によびかけよう」という松本の趣旨に賛同しての御膳立てである。役職が役職である人物が、金鶏学院学監安岡正篤を同伴していたのだから、そうした言葉がどの方向を目指しているものか、直木が読み誤るはずはなかったであろう。直木はすでに早く昭和六(一九三一)年秋から久米正雄・三上於菟吉・白井喬二・佐藤八郎らと「ファッシュ文学運動」を提唱し、翌年二月にはファッシュ文学連盟五日会を結成して、陸軍省新聞班長古城大佐と秋の陸軍特別大演習を陪観するなどの活動を繰り広げていたのである。

しかし、二十九日の懇談を予告する新聞報道は、二通りの見方に分かれる。問題に対する当初の受けとめ方を見るうえで、いささか長い記事の引用を重ねることになるが、まず東京日日新聞の一月二十五日付の記事を見ておきたい。見出しは「国家への勲功は 文士にも酬いよ 帝国美術院と同格に 直木氏等が水平運動を起す」である。

文芸家の地位向上の問題については古くから論ぜられてゐるところであるが何等具体的な運動に至らずややもすれば同じ芸術家でありながら画家などちがつて、日本における文士の地位は甚だしく低い―これは国家の待遇が美術家などに重く、文士に対しては如何なる功勞にもこれに酬いるところがないためで、これでは、文士の地位はいつまでたつても向上しない、かくてはさきに問題になつた麻雀賭博事件の如きも一種の自棄的現象と見るべく、これが是正の旗幟を掲げ、直木三十五、菊池寛、山本有三の諸氏が、政府当局に対し帝国美術院と同様、文芸院を設けよとかねてから叫んでゐる折柄一夕直木三十五氏が検閲問題で内務省松本警保局長と會つた際右の趣旨を語つたところから松本氏も日本主義文学の興隆を希望してゐることとて共鳴するところあり検閲問題等を懇談かたがた来る二十九日日本橋偕楽園に松本警保局長個人の資格で

直木氏をはじめ菊池寛、山本有三、久米正雄、白井喬二、三

上於菟吉、長谷川伸、吉川英治の諸氏を招待、松本氏の希望を披歴すると同時に文士側の意見も聞くことになつた

直木三十五氏談 一口にいへば文芸家の地位の向上ですが要するに文芸委員をあげ、大は功勞ある文士の叙勲、小は検閲制度の問題に至るまで、問題は無数にありますから当日は相論ぜられることとなりませう

「文芸家の地位向上の問題」という書き出しや「帝国美術院と同格に」「水平運動」という見出しをつけているように、この東京日日の記事は文士側の希望や目的に立脚して書かれている。ふれられている「麻雀賭博事件」とは、折しも前年昭和八年十一月、「有閑マダムとダンスホール教師が乱行」と伝えられる事件の捜査の過程で、その「代表的マダム」と目された「伯爵吉井勇氏夫人徳子(三四)さん」の供述から、芋づる式に文壇の著名人が麻雀賭博で検挙された一件のことである。里見弴、佐佐木茂索、中戸川吉二、久米正雄、川口松太郎がそれぞれ夫人あるいは愛人ともどもに、「筆の名士」連絡めて十六名が十七日夜、警視庁の調べ室に顔を揃へるはめになつたのである。「徹宵の取り調べ」に対して、「十八日は早朝午前四時」に「文壇の大御所菊池寛氏」が「身柄引受書一札」を警視庁に入れて、彼らは身柄釈放されたのであつた(注18)。どう見ても「一種の自棄的現象」とはこじつけに近いが、時期と関係人物という点で、両者を結びつけたくなるのもわからなくはない。それもみな、「大は功勞ある文士の

叙勲、小は検閲制度の問題」を「一口に」「文芸家の地位の向上」と言つてのける直木の談に方向づけられたのであるが、そうした主観は主観として、いくら「個人の資格」であろうと相手は「検閲問題」の総元締め地位にある人物で、はたして「松本氏の希望を披歴すると同時に文士側の意見も聞く」というような相互に對等な関わりがありうる（と考えられる）ものかどうか、まして松本は「日本主義文学の興隆」という立場を鮮明にしているのである。

そうした方向の懸念はむろんあつたが、その論調はどこか野次馬的でしかない。一方の東京朝日新聞の一月二十五日付には「警保局の後押しで帝国文芸院の計画　まず右翼大衆作家達を集結　非常時の文筆報国」という見出しが躍る。

「非常時」の声に押されて文芸家仲間と思想取締当局との間に「文筆報国」とでもいふべき一団が結成されようとしてゐる、その種々の作品に日本精神を説いてゐる大衆作家直木三十五氏が最近政府筋の有力なる後援者を見だし、手を握り合つていはゞ、右翼作家の集結を企て始めた、直木氏が接近したのは内務省の松本警保局長

数日前丸之内会館で直木氏と会合「思想取締りにはどうしても文芸家の奮起が必要だ」「前々からその事は考へてゐた、当局者がこれを支援してくれなくては……」といふこととで話は簡単に進み

美術家には文部省の帝国美術院といふ様な保護団体まであるのだからこの文芸家の集まりも将来は「帝国文藝院」といつた様なものにまで発展させたい、といふやうなところまで話がはづんださうだ

幹部格の人選を一任された直木氏は、兎も角文壇の相当大きな問題なので一応一流作家の意見をまとめる必要もあり、来る二十九日夜日本橋の偕楽園で大佛次郎、長谷川伸、吉川英治、白井喬二、三上於菟吉、菊池寛これに最近左翼作家的傾向を見せてゐる山本有三氏も加はり、松本警保局長、文部省の関屋社会教育局長等と会合

「文筆報国」の協議を進めることになつた

直木氏語る　政府が思想善導だ、なんののかんといつてみたところで、文学によつて廣くインテリ層にまみえてゐる作家群を見のがしてゐてはまるで意味をなさない

松本警保局長談　直木君とこの間会つてそんな話が決りました、向ふも乗気ならこちらも非常に乗気で是非まとめてみたいと思ひます、右翼とか反動とかさういふものではない、ただ皇道精神の發揚と日本文化のは握を指すもので、山本有三氏の様な自由主義者に参加してもらふのをみても分ります、酒井忠正伯等の日本文化聯盟の一派とも提携したいと思つてゐますが行く／＼は「文藝院」といつたやうなものにまで育てたい希望です

こちらの記事では、「帝国文藝院」の構想は記されるものの、地位向上というような文芸家の社会的処遇の観点は見る影もなく、「文芸家仲間と思想取締当局と」が「思想善導」すなわち「思想取締り」に「手を握り合つて」乗り出して行くための「協議を進める」場、「文筆報国」とでもいふべき一団「右翼作家の集結」という組織の設定に焦点が当てられている。直木三十五が紙面によつて談話にそれぞれのニュアンスを持たせているのとは違って、松本は「日本主義文学の興隆」や「皇道精神の発揚と日本文化のは握」と自身の目的を明示していて、記事がいささか野次馬的な論調を帯びているのは、この事態をせいぜい好意的に見つても、文芸家が文藝院の設立と引き換えに「文筆報国」すなわち思想取締りの一翼を担うという危うい取引に見えるからだろう。結果として、はたして、松本は終始、正直であった。

『松本学日記』昭和九年一月二十九日には「日本橋偕楽園に文芸懇話会最初の会を開く」として、つづけて「新聞等の論調が面白い。非常なセンセーションを与へたやうだ」とあり、世間の反応を不敵に楽しんでいる様子がうかがえる。二十九日の偕楽園出席予定者は両紙で「大佛次郎」と「久米正雄」について異同があり、実際には二人とも出席せず、また「長谷川伸」も当日は欠席であった。その会合を承けて、松本から文士側の人選を一任された直木の候補者リストには両名とも名前が挙がっているが、結局、文芸懇話会のメンバーとなることはなかった(注19)。松本本人はこれを「文芸懇話会最初の会」(傍点引用者)と意識したが、広津

和郎の記すところ(注20)では、「松本・直木らを中心に準備されてきた国立文芸院設立準備運動体としての「私設文芸院」案は否決され、文芸懇話会という「あたらざるさわらざる名」を称することになった」のは、三月二十九日夜の日本橋偕楽園での会合以後のことだという。

しかし、東京朝日新聞昭和九(一九三四)年一月三十日付紙面は「文藝院」問題懇談の夕」と見出しして、「日本主義の精神の振興を指導精神とする「文藝院」の創立を目指して」「内務省松本警保局長と文壇人の懇談会」が「二十九日夜日本橋偕楽園」で開かれたことを伝え、その席では、「文筆報国」のために「月に一回は必ず会合」すること、「帝国美術院」に対抗する「文藝院」を創設」すること、「純芸術作品、日本精神の作興に貢献する作品を半歳或は一年に各々一つ乃至二つ選んでこれに文芸賞を授与」することなどを決めたというのである。さらに「作品の選考等に当りMEMBERも次第に拡大する方針だが、これには「左翼作家は絶対に参加させぬ」といふ申し合せも出来た」というのだから、松本として会の名称などはともかく、目的にとつて実質的な始動すなわち「文芸懇話会最初の会」(傍点引用者)だと認識したとてなんの不思議もない。記事は、「文藝賞の出所は未定」だが、「松本警保局長があつさりこれを引受け」た以上、「内務省の方で成算があるらしく」と続いている、実際、すでに松本は郷誠之助日本経済連盟会長ら財界首脳と話をつけていたのだった。この夜の文壇側出席者は「直木三十五、山本有三、菊池寛、三上於菟吉、

白井喬二、吉川英治」である。

一方、三月二十九日のことは『松本学日記』には記載がなく、読売新聞昭和九（一九三四）年三月三十日付の記事には、松本警保局長・中里警保局図書課長らと、島崎藤村・徳田秋声・近松秋江・山本有三・広津和郎・加藤武雄・中村武羅夫・豊島与志雄・白井喬二・吉川英治・三上於菟吉の文壇側十一名が出席し懇談した一方、正宗白鳥・菊池寛・久米正雄・横光利一・川端康成・大佛次郎・長谷川伸が欠席したと伝える。ここにこの動きを主導してきた直木三十五の名前がないのは、二月二十四日に直木は結核性脳膜炎で急死したからである。文芸懇話会だけでなくその後の時勢の中で、彼はどのような役割を果たしただろうか、直木が生きていたらという事後的な興味はともかくも、ここまで御膳立てをしたということだけでもその意味と責任は大きい。

この三月のメンバーが一月会合時のメンバーとはあまりに顔ぶれが異なっているのは、「幹部格の人選を一任された」直木の「一流作家の意見をまとめる」という方向が、松本の意図を裏切らなかつたということであろう。大衆作家たちとの会談から始めて、「文芸懇話会」を名乗ることになったこの三月の顔ぶれは、むしろいわゆる純文学の文壇人を多く擁することとなったのである。そして、それは、松本からすれば自分に「同調する」ファッショ作家」あるいは大衆文学作家は必要ではあっても、所詮、文壇への窓口にすぎない」（注21）ということであり、直木に典型的な作家的スタンスからすれば、既成文壇の中核を自認し世間的にも

承認されている純文学作家に対する権威的な優位性を發揮するという屈折したルサンチマン、それ自身がファシストに特有の精神的一類型（注22）と見なされる振舞いであった。そういう魂胆と心性の上に、社会運動的にはこのときふたりに共通して敵視されたのが、学芸自由同盟にほかならなかつた。

学芸自由同盟は、昭和八（一九三三）年五月十日のナチスの焚書に対して、その直後十三日に抗議の声をあげた長谷川如是閑・三木清らを中心に、徳田秋声や豊島与志雄・秋田雨雀などの文学者をふくむいわゆるリベラル派の結集軸として七月十日に結成された。創立大会を伝える東京朝日新聞七月十一日付紙面は「我が国自由主義者の進歩的集會」と記している。国際的にはナチスの政権獲得、国内的には滝川事件に見られるような学問の自由と大学の自治に対する直接的な統制という情勢に対する危機感が背景にあつた。

実際、たとえば十一月二十二日には番匠谷英一脚色の『源氏物語』が上演禁止の措置を受けるといふ事件が起つた。これは「劇団「新劇場」の坂東蓑助丈一派が東京帝大文学部教授藤村作博士を会長とする紫式部学会の支援」をうけて「古典文学の最高峰「源氏物語」を「そのまま劇化して、来る二十六日から四日間、新宿新歌舞伎座で上演」するという企画に対して、「二十二日突如として警視庁保安部当局から上演禁止の指令を受け」（注23）たというものである。関係者が重田保安課長に「理由をただした」結果、「禁止の理由四つ」として「一、禁中の古代生活がそのま

ま演出されること 一、登場人物に高貴な方があること 一、恋愛物語の連鎖 一、許可した場合客観的情勢として当然抗議されること」(注24)が挙げられた。「前売切符が一万枚売りつくされ」たという前人氣の高さの中で、「一枚二千五百円もする平安時代の衣裳」も準備して意気込んでいた糞助は「死んでも再挙をはかります」と声をあげて泣きながら叫んだという。学芸自由同盟はさつそく「二十五日午後二時から新宿白十字堂に新劇場、紫式部学会の人々を招き今回の問題の事情を聴取」(注25)した。学芸自由同盟からは「新居格、藤森清吉、塩入亀助、小松清、長田秀雄」、新劇場からは「青柳信雄、八住利雄」、紫式部学会からは「池田亀鑑」、さらに「別に個人として文芸家協会幹事岸田国土」が出席して、協議の結果、「源氏物語」の上演禁止は単に演劇の問題でなく文化全般の発展を阻害するといふ理由から各方面の文化団体を糾合、当局に対し嚴重抗議を申し込む事になった」(注26)のである。

直木はこうした状況と動きに対して、「学芸自由聯盟、恥を知れ」(注27)と記した。この一喝で注意を引き付けておいて、さて述べる。

「源氏物語」が、坂東糞助や、番匠谷英一の手で、衣裳劇以上に見られたら「源氏」は下らない文章だ。やつてみるのもい、が、禁止されたとして、少しも惜くない。

糞助の談話を利用してこの企画を「衣裳劇」に矮小化し、「古典

文学の最高峰」とされる『源氏物語』を「源氏」は下らない文章だ」と記して意表を突く。むろん、それは「衣裳劇以上に見られたら」、すなわちこの企画の成功があるとすれば、という条件付きの表現であるから、けっして『源氏物語』そのものの文学的評価を貶めるものではないどころか、こんな企画で『源氏物語』の真価が示されるわけではないということになって、故に「禁止されたとして、少しも惜くない」という結論に着地させられる。いかにも直木らしいジャーナリスティックに反射神経の冴えた、鬼面人を驚かす類の論法である。重田保安課長は「形骸のみ知らせて「源氏」の精神を汲ませることが出来ないやうでは」いけないのであって、「源氏」そのものを否定するのではない、要は脚本が悪いのである」(注28)と談話していた。重田課長の談話と並べれば、つまるところは同内容を意味することになる直木の文章のレトリックがよくわかる(注29)。直木には「禁止」そのものの意味を問う姿勢は、そもそもない。

(二)

この問題に限らず、直木の議論に変わらず常にあるのは、統制や圧迫を受け側の問題として議論を組み立てるといふ姿勢で、要するに自己責任論である。ここで少し脇にそれるが、直木の発想やレトリックについて整理しておきたい。

この「源氏物語」の問題その他」という文章においても、話

題を展開してさすがに文筆表現をめぐる現今の状況を「圧迫」と表現はするものの、議論じたいはこんな調子である。

かゝる圧迫の来なかつた前でさへ、公式作品を書く以外、何一つ、名作を作り出せなかつたプロ文学者と、プロ文学の横行を見ながら、それ以上の左翼的作品も書けず、といつて、ファツシズム的作品も書けなかつた純文学者が、今頃「現代小説では突込んだことが書けないから、歴史小説にでも赴く外にない」(佐藤春夫)

など、貴下、いつ、そんなに、お突つ込みになれるやうにお成り遊ばしました？

時代小説で、ほかして書けるものは、現代小説でも、ほかして書ける。それ位の才能が無くて、何が作家ぞや、だ。

大衆文学作家直木にとって、プロレタリア文学作家と純文学作家とはつねに論難の対象であった。同じ文筆業者でありながら、いずれも今に時機脚光を浴びることで、自分たちをむしろ日陰に押しやる存在である。いや、両者は文筆業者である大衆作家とは別の、文学者という顔をしているということであつたかもしれない。プロレタリア文学作家に対しては思想信条からする立場の相違に由来するのかもしれないし、純文学作家に対してはあるいは文学観の相違ということかもしれないが、いずれに対しても論難の姿勢や論調というものには変わりがない。たとえばその題目

も「叩きつぶすぞ」と記された昭和八年一月の『文藝春秋』に掲載の文章(注30)がある。

文学々と、深刻がつて、去年中、純文壇の有象無象が、何とかと云ひながら、さて仕事らしい仕事はと、いへば、何も、してはゐない。だらしなさ、の極みだ。

こうした「純文壇だ、純文芸だと、小煩さく、理窟をつけて、豪さうにほざき廻つてゐる、連中」は、「奴等は、その作品の質に於いては、勿論のこと、量に於いてさへ、取るに足るだけのことは、何も、してゐないぢやないか」、だから「僕は、今年こそ、こんな奴等に、挑戦し、木葉微塵に、粉碎してやる積りだ」として、「僕は、年に、最低五冊の、書下し、単行本を出す、決心である」と、自身の新年の抱負を「全くもつて、鼻持ちならない、人間のカス」に向けて、それこそ叩きつける態になつてゐる。

同じ年の「新年の感想」と題された文章(注31)は、(芸術家の餓死)〈常套的な感傷〉(カッポレの文句でも壁に貼つておけ)の三つに分かれてゐるが、広津和郎が「純文学をやるなら餓死するつもりでか、れ」と言つたということを発端にして、要するに「何處に純文学が、不当に冷遇されてゐるか？純文学者自ら働かずして、世を呪ふなど、おこがましき限り」で、「不用文学を作り乍ら、世を呪ふ徒が、餓死の覚悟など出来るものならしてみろが、い」と、「純文学者」の「時代錯誤」「社会に対する認識不

足」が「純文学をして餓死せしめる原因」であるから、「貧乏生活」はその結果にすぎず、十点満点の「七点級の作品さへかけば」すなわち「い、作品なら」、社会は「直ちに、之（社会のこと）引用者注）に出られる位寛大である」と述べるのである。

プロレタリア文学とその作者については、直木はどのように言うか。たとえば全集第十四巻収載の「反射塔」に「プロ文学の衰滅」という文章がある。「プロ文学の烈しい衰退は、当局の弾圧による。」という一文で始まり、「昭和八年二月」の日付を持っていて「今日、その戦線から、失はれた作家」として「小林多喜二、窪川鶴次郎等」の名前を挙げているが、冒頭の一文に続くのは、それを打ち消す次のような理解である。

と、見られてゐるが、既に、弾圧以前に、純文芸の方が、著しく増加してきてゐた事は、その発表数と、玄人雑誌の新刊されるもの、純文学の多いことで、十分に、証明されてゐた。

いったい「弾圧以前」とはいつのことか。また、ここでは「純文芸」の「発表数」や「雑誌の新刊」の「著しく増加」傾向にあったことを「純文学」の興隆と見て、その勢いがプロレタリア文学を圧倒したという論を組み立てているが、同じ現象の意味づけは相手によって異なるというのが直木流らしい。「憐憫を催す」（注32）と題された文章では、雑誌『文学界』と『文藝』が創刊されることを承けて、宇野浩二が「純文藝は復活する」と言ったこ

とを取り上げて、「へとくとなつて、吾れ、人共に、困つてゐて、何とかせぬといかぬ、といふやうな要求から、二三の純文学雑誌が出たとして、何が、文学の復活であらうか?」「い、例は、復活老人組と、新鋭の集まつてゐる『文学界』の、しかも創刊号を見たらわかる」と述べて、「嬉しさうにはしやいである浅薄さ」と決めつけて、「それでも、君等は作家か?」という非難を浴びせている。雑誌『文学界』は昭和八年十月に、『文藝』は十一月にそれぞれ創刊された。ほかに、『行動』が十月に、ちなみに六月には左翼の文芸雑誌『文化集団』も創刊されている。ならば、いつを指して、直木は「弾圧以前」と言うのか、一見客観的な指標に則っているかの調子にもかかわらず、じつに情緒的なお喋りであるらしいと言わざるを得ない。

話題を戻すと、「失はれた作家」は「二三にすぎ」ず、「作家の数」は「減じてはゐない」にもかかわらず、プロレタリア文学が「衰亡を示すのは、何故であるか?」と設問して、直木は次のように述べる。

彼等は、思ふまゝには書けないといふが、思ふまゝの事を書けないのは、従前とでも同じで、現在は、従前に較べて、手も足も出なくなつたといふのではない。書いてゐる人は、矢張り書いてゐるのである。

この「従前」も直木の頭の中では「弾圧以前」と同じ時期を指

しているであろうが、具体的にいつの事なのかは定かではない。一方、確かに大正昭和の交よりこの方、現在に至るも作品発表を続けている作家はもちろんあるから、そういう作家に比較して、「労働者から、多少、作文が作れるからとて、すぐ文筆業になつたやうな人」や「インテリ出身の多少の理論を知つてゐるだけで、一人前の顔をしてゐるやうなのが」が「行きづまるのは当り前」だと、プロレタリア文学者の作家的資質を問題にする。そして、そういう「作家でない作家に類似した人々」が「自分の作品の価値」「自分の作品の事を云はないで、ジヤナリズムを批難する」状況が、プロレタリア文学の現状だと言うのである。

直木はプロレタリア文学作家として何かと言えば徳永直を論評するが、「徳永氏の大衆小説を読む」と副題された直木の「文芸時評」(注33)がある。「大衆小説と、頭につけて、読物欄に入つてゐる」「徳永君の「武士と資本家」を批評して、「生硬で拙い」「技巧が貧しすぎる」と言い、「徳永君などが、正統的プロ作品に、一作ごとの進歩を見せないで、停滞しつゝ、かういふ作品を書くといふ事は、私には、疲労、及び枯渇してきたものとしか考へられない」と述べる。作品評としての妥当性は今は措くが、ここに謂う「技巧」のなんたるか、じつはこの文章、「削除は不快」を題目とするのである。すなわち、「……………」「何行削除」のべつに、これが出て来て、筋はわかるが、読んでゐて、不愉快になつてくるし、読み終わつても、満足した感じがしない」と、検閲による削除や伏字に対する経験的事実から書き起こして、「検閲

方針の非文化的、又は非常識的取締り及び編輯者の萎縮病的伏字にも、この非はもちろんあるが」と述べるが、「が」が示しているとおり、論点はそこには向かわない。

かうされる事を十分知つてゐるはずのプロレタリア文学者が、自分の書きたい事だけを、伏字にされるのを覚悟の前で——いひかへると、自分の文筆の読者に対して、意味がわからずとも、不快を感じさせても、平気で、削除承知の上で書くといふことは、正しいことであらうか？

こうした削除や伏字が「作の意味を、相当不明瞭ならしめる事は明かである」以上、「かういふ事に慣れてゐる作家は、当然、別の技巧表現を用ひる事に、注意していゝはずである」というのが直木の結論で、「技巧」の主たる意味は「他の削除されぬ方法を使用する」だけの腕前というようなことになる。そして、例によつて直木は、それともなにか、という調子で挑発的な言葉を書きつけるのである、「他の削除されぬ方法を使用するよりも、削除されてゐる方が有効だといふ理論が成立するならば、私はその頭のよさに感心して、以後読まない事にするが」と。

そもそも検閲という問題について直木がどう考えているか、手っ取り早くは全集第十四に「検閲問題雑俎」という文章がある。〈概論的な考え方〉(発禁の打撃)〈映画の検閲〉(劇の検閲)という構成になつてゐるが、しかし直木の文章の常として分量的には

全集三ページ程度、二五〇〇字にも満たないような長さである。「発売禁止が何の程度に打撃するか？」と問うて、直木はその処分に対応する本屋の「手数」と「利益」を秤にかけるだけで、だから「内閣復活の声」が「やかましい」のだという。映画については、政府は検閲官に「何も解らない人を任命してその人の常識を判断の基礎にしてゐる」から、「切る必要は少しも無い」のに「フィルムにつき張りが簡単だからと無闇に切る」事態になっているし、劇は「これはめちゃく〜で」「一切が余計な世話焼の外に出てるない」と述べる。同様に、「人民の指導など、全く余計な御世話だと言うから、では「指導」など不要だと言うのかと思いきや「万事、僕に指導方を依頼した方がい、」と言う。なぜか。政府は「根本的対策が判らないでたゝ細末を取締つてそれでよし、といふ考へ方」に依拠しているからである。「フランス革命にしても、ロシア革命にしても」また「共産党事件にしても」、

かういふ思想を最も感じるのは、比較的頭のいい、情熱的な正義心の強い青年である。だから、もし取締るなら、かういふ人々を取締るべきであつて、感染の恐れのない一般人を危険視して、下らぬ些末的取締りをするといふことは、殆ど無意味である

として、「この青年達に対しては、取締るべき、教導すべき何物をも、政府は持つてゐない」のであつて、代わりに「万事、僕に

指導方を依頼した方がい、」と言うのである。すでに紹介したとおり、直木が最初に松本警保局長と打ち合せたことを報じる一月二十五日付東京朝日紙面で、「政府が思想善導だ、なんのかんのといつてみたところで、文学によつて廣くインテリ層にまみえてゐる作家群を見のがしてゐてはまるで意味をなさない」という直木の発言には、背後にこうした検閲をめぐる実感があつたのである。そして、松本警保局長らとの協同は、政府の「些末的取締り」の考え方を変更させて、検閲の「民間有志との合議制」の実現を通じて「理想的な、言論取締り」に向けた直木の「運動」であつた。直木は「今度の運動は、その第一期で、なほ第二期が必要である」と書いているが、その前に彼の寿命は尽きたのであつた。

同じ認識は、もうひとつの要求ともつながっている。と言うか、やはり、交換条件的な性格を持つもののである。「文藝院」の設立と文学者の地位の向上をめぐる主張のことである。「文学の地位と国家施設」(注34)と題された文章がある。直木は、「日本官憲の恐れる赤化思想なる物」は「その大半は出版物によるもの」で「文学的出版物」こそが「首位を占めてゐる」にもかかわらず、「その取締りに対する主務的地位」にある「文部省」が「思想取締りについて、小説家を一度でも、一人でも招聘した事」がないと述べて、「私らとしては、考へられぬ不思議さである」と言う。どうして「日々、月々刊行される新聞、雑誌に於ける吾々の小説が、いかに、多くの人々に読まれてゐるか、といふ事を考へる時、これに対して、何らの方法をも講じない」のか、という

わけである。これでは「日本官憲」のお先棒担ぎに名乗りを上げるのもいいところだが、直木は、事実、「現在の文学者で、左傾的思想を肯定しない者は、恐らく一人だつてあるまい」事態に立ち至っているのは、「日本の文学は、何等官憲の力をかりずに、これまで発達してきたか、彼等が圧迫こそすれ、何等、援助もしなかつた、といふ事が、何んなに文学者を憤らしてをるか？」その怒りのせいなのであつて、それは言い換えれば「あらゆる種類の芸術家が、叙勲されてゐる」に対して、「独り、文学的著述に対して、何らの国家的表彰をも為されてゐないのは、文学者のみ」という状況の必然だとして、だから直木は「それが何ういふ結果になつたかは、今私にはよくわかるし、今後、何うなるかもよくわかる」と、まさに文学者における「左傾的思想を肯定」する風が「国家的表彰」をはじめとする官憲の援助の無さに由来するかのとき議論をおこなっている。そこで、「何故美術院があつて、文藝院がないのか」、「経費がかゝる譯ではなし」、ひとつ「文藝院を作つた」とすれば、「それによつて、文学者が自重したとき、何うなるか？」と、あたかも文藝院の設立が文学者の憤りをおさめさせ、文学者を「左傾的思想」から離れさせることになるかのごとき主張をする。直木によれば、文学者が「左傾的思想」につながる文学表現をしなくなれば、すなわち直木の言う文学者の「自重」がおこなわれたとき、「比較的頭のいい、情熱的な正義心の強い青年」に対する政府官憲による「思想善導」ははるかに実効的で、「理想的な、言論取締り」として実現するというわけである。

こうした直木の言論と行動は、本人に言わせれば(注35)、たとえば「日本の戦慄」などは、文壇には非戦論者が多いから、その逆を行ったのである」し、また「ファツシヨは茶目、軍部との会は野次性から」ということになって、要するに「何か一反抗しないではをられぬ性から」引き起こされることで、しかも「その反抗が見事に、反対を征服してゐる」という自負をとまなう、生まれ持った氣質に由来するという。だから、豊島に「文学はその人の臓腑から泌み出る物」と言われて、「何ういふ臓腑が、自分の物だか、実は、よくわかつてゐない」ので、「目下の私は、さういふ指先、皮膚の仕事のみ」行っているのだと、釈明とも開き直りともとれる応答をする。「臓腑」に対する「指先、皮膚」という比喩の応酬は、個人の主体のあり方をよく示しているが、それはまた時代と社会に向きあう姿勢の問題としてもひととき万象徴的である。直木は、結局、時代の現象の表面を皮膚感覚にしたがつて流れていると言っているものであり、その現象の本質とか意味とかには関係しないと述べているのである。

したがって、氣質に還元しようとするような本人の主観的にはどうであれ、結果責任的には「御用」人間たるの素質と才能の豊かな人物として、ある種恫喝的でさえある気炎を上げつつ、直情的に騒々しく活動したのだと言わざるを得ない。おそらくちよつと見に、異見反論しようのなさそうな言辞のならんでいる言説は、それが正当な内容の表明であるというよりは、一般論すぎてなにも表していないに近い無内容なものであるか、そうでなければ一

一つの用語をどのように定義するか、それ自体を問題とするべきレベルをネグレクトすることによって言説内容の問題性を隠蔽しているか、いずれかなのではなかったか。そして、より重要なことは、それこそが時代に支配的な言論の状況なのであった。直木はそのような状況を切り開きつつ、「小煩さく、理窟をつけ」るのではない、世間の人々の耳に入りやすい単純化した議論を大声でふりまきながら、それに煽られた大衆的人気のなかを走り過ぎたのである。

のちに帝国芸術院の設立に際してその会員たるを辞退することになる永井荷風の日記は、大衆文学作家の直木と、いわゆる近代的人間としての文学者の途を断念して世俗への沈淪を自らの選択とした荷風と、知識階層に対して同じく大衆や世俗と言いつ、その見ていたもの見えていたものがいかに内実を異にするか、それをまざまざと示している。荷風は直木の死について記して、それは誰なのか、およそ道に袖ふれ合うこともない無縁の他者として、ほとんど路傍の噂話の扱いである。

二月二十六日。半陰半晴。風冷なり。燈刻尾張町に鉢して喫茶店きゆうるべを過ぐ。葵山人在り。直木某告別式に赴きたる帰途なりと云ふ。饒舌例の如く頗厭ふ可きものあり。須臾にして神代帚葉氏来る。氏も亦直木某告別式に赴きしと云ふ。杉野樋田其他の諸氏と共に芝口の佃茂に立寄りて帰る。夜半二時なり。(注36)

(三)

さきにも記したように、昭和九年三月二十九日、最初の文芸懇話会には、松本警保局長・中里警保局図書課長らと、島崎藤村・徳田秋声・近松秋江・山本有三・広津和郎・加藤武雄・中村武羅夫・豊島与志雄・白井喬二・吉川英治・三上於菟吉の十一名が出席し、正宗白鳥・菊池寛・久米正雄・横光利一・川端康成・大佛次郎・長谷川伸が欠席した。出席十一名のうち、徳田・広津・加藤・中村・豊島の五名が学芸自由同盟のメンバーであり、欠席の菊池・横光・川端も含めると、予定メンバー十八名中八名を占めることになる。席上、松本の「この会合を後に政府が文芸院を作るまでの準備として、私設文芸院と名づけたと思う」という挨拶に対して、「真向いに坐っていた徳田秋声」が、すかさず反論したという。

日本の文学は庶民の間から生れ、今まで政府の保護など受けずに育って来ましたので、今更政府から保護されるなんていわれても、われわれには一寸信用できませんね。それに今の多事多端で忙がしい政府として、文学など保護する暇があるうとは思われませんよ。われわれとしては、このままほって置いて貰いたいと思いますね(注37)

こうして文学者側の素志の主張があつて、しかし会としての活動

は継続的に始められることになったが、第一回文芸懇話会賞をめぐる軋轢は、あいまいにそのまま進行してきたこの会の性格を改めて浮き彫りにし、世間の耳目を集めることとなった。

とはいえ、昭和九年一月の会合以来、文芸懇話会はその活動を続けるなかでそれなりの一体感に包まれ始めていたようである。それを示す出来事が、七月三日斎藤内閣総辞職によって松本も警保局長を辞任した後、文芸懇話会のメンバーによる松本を囲む会の開催である。一月以来、文芸懇話会について一行も記していないが、七月十六日の『松本学日記』には、不本意はそれとして、それとはべつのある得意さがにじんでいる。

文芸懇話会の連中が慰安すると云って紅葉館で自分を招待して呉れた。新聞が大きく取扱った。山本有三君が挨拶を述べて、警保局長をやめれば勅選(勅選貴族院議員のことー引用者注)になるそうだが、松本さんはどう云ふ訳か之にもれた、然し文壇人がかくも集まって慰安された局長は未だ曾てなからうと云ふた。

さらに、すでにさきに示した発言で松本の機先を制した徳田秋声自身、昭和十年二月二十二日の例会では松本の提案に折れる姿勢を見せた。その日の松本の日記には、「晩は弘福寺(向島)で文芸懇話会を開く。唐沢君、中村、田口課長も初めて出席して呉れた。徳田秋声氏が文芸院に賛成した」と記して、「宇野正志

君、佐藤君等が材料を蒐集しておるので早速調査を命じておいた」とかねてぬかりなく準備を進めてきたことに触れ、そして「とう／＼こゝまで来た」という、これまでの時間を目的実現の過程として振り返る感慨が書きつけられている。そういう空気の中での授賞をめぐる軋轢である。

第一回文芸懇話会賞はどのように決定に至ったのか。これについては、受賞作品の決定ののち、たとえば中村武羅夫「文藝賞に就て(二) 文芸懇話会の立場」(注38)、広津和郎「文芸懇話会について」(注39)などがあり、それに応える形で佐藤春夫「文芸懇話会に就て」(注40)、さらに広津和郎「佐藤君に答ふ——文芸懇話会に就て」(注41)と、当事者たちによる弁明や心情吐露がつづいて、社会からの関心との相乗効果で、かなり内密にされてきた内幕が結果的に暴露されてゆくというにぎやかな状況があった。中でもこれを機に文芸懇話会退会の唖呵をきった佐藤は、決定経緯の詳細を記している。

昭和十年七月「十五日の日本文化連盟事務所を会場とする審査委員会」(注42)において「島木健作」の「獄の刊本によるかれが推奨カードの得点を調べた結果第二位、第一位が横光であった」ので「当日出席の審査委員は横光島木両氏を推奨することに異議がなかった」が、その方向で「大勢は決定したやうに見えた時」松本が「特に」佐藤春夫と広津和郎を「指名して」、「これはまだ発表しないで置いて下さい、決定したわけではありませんからね。」と念を押した」という。佐藤は「十七日に開かれる筈にな

つてある月次例会に全会員の出席を待つて決定しようといつてあるところへ特にこの注意「しかも「広津さん佐藤さんと名指され」てそれを「不思議に思つた」のだが、果たして翌日、「十六日の午後二時半ごろ」、「事務の佐伯(?)といふ人」の「会からの使者として」の来訪があつた。佐伯氏は「賞金の贈与者は必ずしも二名と決定してゐるわけではない」ので、「聞けば横光氏は外遊されるとかだから」今回は「二人を一人にして二人分の金額を横光氏一人に贈与するといふ案」を示した。佐藤が「この案は誰から出たとの説明もなかつたから当然松本氏の提案」と受け取つて、さらに「突込んで」問うてゆくと、佐伯氏は作品の「翻訳」のこと、「何だかきたならしい世界を取扱つた不快な」作品であることをあげつらつた挙句、「最後に」「島木氏はその筋ではまだ本当に転向を認めてゐない作家だといふ事実」を挙げ、「右翼団体などから睨まれて将来会の活動に支障を生ずるのも不本意だから」と、要するに島木への授賞が認められないという本音を吐いた。それに対して、佐藤は「あれを封ずるといふ事になると一切の社会小説は困るといふ事になりさうで」「会の文学的視野の狭窄」は、「右翼からの抗議も困りますが」それ「より以上の困難事になります」と述べて、意地悪く「尤も会がはつきり、授賞の方針を右翼的な立場に採るといふならそれもまた一つの方針ですから」と付け加えて、相手がいまいにしようとしている「立場」をつついて帰した。そして例会の十七日、「午後からヒステリカルに腹立たしくなつて来てしまつた」佐藤は、その「心中の凶暴な状態」を鎮

めるべく「家人のために用意の鎮静剤を盛られてしまつたので」「会の時刻には熟睡に陥ちてゐる」て、「当日欠席」と相成つたのである。そして、佐藤は「翌日の夕刊の授賞の決定を知」ることになる。欠席した佐藤は知る由もないが、松本の日記には

七月十七日(水) 文芸懇話会を山王下山の茶屋に開く。文芸懇話会賞について島木健三を入れるかどうかについて広津和郎君と意見を交換した。左翼のシンパである者の執筆による作品は選に入れぬとハッキリ答へておいた

という記述があり、その場に佐藤はいないので広津を相手に松本は自分の真意を明言したのであるが、おそらく佐伯氏から佐藤の「右翼的立場」云々の報告を受けていればこそ選ばれた語彙であつたろう。一方、佐藤はその決定を「一応なるほどなと感心した」と言うが、自分がもう「懇話会賞といふものに対して金千円也以上の価値を置かなくなつて」おり、「それがあまりに文壇的なもの」で「百年後はおろか十年後になつてもをかしなものであるかも知れない」点にこだわっているよりも、

えたいの知れない会と、それにふさはしく肚のわからない会員との揃つてゐるところとは訣別するのが当然のやうな気持ち
が益々昂じた。

と述べる。

これには背景があつて、文芸懇話会の会員の「仕事」として「徳島へ行って」「日本主義者としてのモラエスを発見する」という任務をこなしたのだが、その過程で、「日本精神の体得者としてのモラエスを見てこれを宣伝する事をいつの間にか押しつけられてしまつてゐる自分を発見」して、「こんなに無理をしてまで日本精神の御神輿を捜し出さなければならなくなつてゐる時勢を一日日本人として日本精神のために甚だ悲し」むとともに、「最初からその使命を明示して置いてもらへなかつたのを少々遺憾」に感じ、「文芸懇話会を幾分か呪はしい存在と思ふやうになつた」結果、「文芸懇話会は以後警戒しなければならぬと思ひはじめた」という顛末があり、今回、その文芸懇話会に対する違和感が否定的感情として決定的になつたというわけである。実際、佐藤は「六月二十六日」すなわち「モラエス七周年忌念出版」(注43)として代表作の一つ『日本精神』が刊行された翌日以来、この「葡萄牙文壇の最も異色のある名家」ウエンセスロウ・デ・モラエスを「追慕し、日本とその精神とを国外に理解せしめたその文徳を頌揚感謝するための催し」が開催された「その埋骨の地徳島市」を訪れ滞在して全五回の「徳島見聞記」(注44)を書いてゐるが、それは「文芸懇話会の松本氏の勧誘により列席」を決めたものであつた。佐藤に無理な「日本精神の御神輿」捜しとして嫌気を起させたこの行事は、松本の日記にはその忌日「七月一日故モラエス翁の追悼会あり、盛んなもの」として記される。「葡国公使も、

神戸にゐる同国領事も出席」のうえ、「外務省、国際文化振興会」代表の追悼の辞があつて、松本自身「文化連盟を代表して辞を述べた」が、担当者作成の原稿が「読むに堪へない」ものだったから「仕方なしに其場で即席にほんとうの追悼の言葉を述べた」のだったが、それがかえつて「真情が出てよかつた」と評判をとつたこともあり、松本は「募参をしたり、もとの住居を見物したり」、満悦の様子が見て取れる。

こうした文芸懇話会授賞の経緯があつて、佐藤は文芸懇話会を脱退する。「日本精神」の強引な顕彰発揚を進めること、あるいは会が「最初からその使命を明示」しなかつたというような佐藤の不平は、第三者の目からすれば松本の正直さの前に今更の感慨と言うしかないように見えるが、当事者たちは当時それぞれにお思料するところにしたがつて文芸懇話会に対する「態度」を見せていた。佐藤の区分によれば、「徳田、中村、豊島の三氏の忠実な会員振」に対して、広津和郎と山本有三に「一つの態度」があるという。広津は佐藤とのやり取りの文章の中で、要するに「今のみ、で穩健な文化団体として」「相当に役立つ」ので会にとどまり松本の言動を「文芸統制といつたやうな事」に向わないよう「それを油断なく見守らうとしてゐる」(注45)と、自身のスタンスを述べてゐる。山本有三については、「あの会では自由な授賞の出来ないのは最初から自明の理」だから、「賞金そのものにも反対」し授賞作品の「推奨」にも「一切関係しなかつた」という「芥川賞の席上で偶然知つた」山本自身の発言を、佐藤は記してゐる。

*なお、以下、拙稿「文芸懇話会の解散と新日本文化の会——昭和十年前後の文芸界の動向(二)——」(追手門学院大学国際教養学部紀要第十二号)も併せてお読みいただきたい。

- 注 1 第一回芥川賞選評に付された「芥川龍之介賞直木三十五賞委員会小記」による。『芥川賞全集』(文藝春秋社)第一巻所収。
- 注 2 菊池寛「話の肩籠」昭和十年十月
- 注 3 注2に同じ
- 注 4 注2に同じ
- 注 5 「二科会」ホームページによる。
- 注 6 「院展 日本美術院」公式ホームページによる。
- 注 7 『日本近代文学大事典』(日本近代文学館・編、講談社)第六巻参照
- 注 8 『日本近代文学大事典』「文学賞」の項目
- 注 9 注8に同じ
- 注 10 東京朝日新聞、昭和十年六月十八日
- 注 11 東京朝日新聞、昭和九年一月三十日
- 注 12 東京朝日新聞、昭和十年八月三日
- 注 13 『昭和ニュース事典』第五巻所収。
- 注 14 海野福寿「一九三〇年代の文芸統制——松本学と文芸懇話会」駿台史学(52)、p.38, 1981.03—一九八一年三月
- 注 15 注14に同じ
- 注 16 『近代日本史料選書II 松本学日記』(山川出版社、一九九五年)による。
- 注 17 『日本大百科全書ニッポニカ』「榎本勝巳」執筆による
- 注 18 中外商業新報、昭和八(一九三三)年十一月八日・同十八日・同十九日による。『昭和ニュース事典』第四巻所収
- 注 19 榎本隆司「文芸懇話会と大衆作家の動き」(『日本文学』第十一巻第六号、一九六二)参照。

- 注 20 「文芸懇話会について」『改造』一九三五年九月号
- 注 21 注14に同じ
- 注 22 山口定一「ファシズム」(有斐閣、一九七九年)参照。
- 注 23 東京日日新聞昭和八年十一月二十三日
- 注 24 注23に同じ
- 注 25 東京朝日新聞昭和八年十一月二十六日
- 注 26 注25に同じ
- 注 27 「回顧と近事」『源氏物語』の問題その他。『直木三十五全集』(改造社、昭和十年二月)第十四巻随筆所収
- 注 28 注23に同じ
- 注 29 実際には「源氏」そのものの否定、すくなくとも「源氏」そのものの中に触れてはならない要素が含まれていることの指摘については、新聞記事および谷崎諒と山田孝夫の指示など興味深い問題があるが、ここでは取り上げない。
- 注 30 『直木三十五全集』(改造社)第十五巻所収
- 注 31 『直木三十五全集』(改造社)第十四巻所収
- 注 32 『直木三十五全集』(改造社)第十四巻所収
- 注 33 『直木三十五全集』(改造社)第十四巻所収
- 注 34 『直木三十五全集』(改造社)第十四巻所収
- 注 35 以下、豊島与志雄「貴下の思想と芸術との間に矛盾なきか」に対する回答「自分の臟腑は自分でも判らぬ」、『直木三十五全集』(改造社)第十四巻所収による。
- 注 36 断腸亭日記巻十八(昭和九年)、『荷風全集』(岩波書店)第二十一巻所収
- 注 37 広津和郎「間髪を入れない徳田秋声の一言」、『続 年月のあしおと』所収。引用は「作家の自伝六五 広津和郎」(紅野謙介編、日本図書センター)によった。
- 注 38 東京朝日新聞昭和十年八月三日
- 注 39 『改造』昭和十年九月号
- 注 40 東京日日新聞九月五日から八日まで全四回、『定本佐藤春夫全集』

(臨川書店) 第二十一卷所収

注 41 東京日日新聞九月十日から十二日全三回上中下

注 42 日付を、佐藤は「六月」と記しているが、「七月」の誤り

注 43 花野富蔵「市井人モラエス」『明治文学全集49』(筑摩書房) 月報

注 44 東京朝日新聞、昭和十年七月一日から五日、『定本佐藤春夫全集』(臨川書店) 第二十一卷所収

注 45 広津和郎「佐藤君に答ふ」下、注41に同じ

(二〇一八年五月 稿)